

教育相談・通室児童生徒のための

足利市学校・家庭教育相談室

ガイドブック

－令和5(2023)年度版－



足利市立教育研究所

はじめに

本市では、小・中学校において、不登校等に悩む児童生徒に対し、教育相談や適応指導を行うため、学校・家庭教育相談室（以下、相談室）を開室しています。

相談室では、児童生徒が心理的不安定や自分自身を肯定的に捉えることができないなどの状態から自己肯定感を高め、集団への参加や学校への復帰など社会適応を図っていくことができるように、心の面でのサポートや一人一人の状況に応じた教育活動の場の充実に努めています。

本ガイドブックは、相談室の活動内容や、施設に関する情報、諸手続きを進める上で参考となる資料などを掲載しました。

ぜひ、ご一読いただき、校内での教育相談活動に生かしていただければ幸いです。

また、相談室をご理解いただくとともに、今後とも学校や家庭と連携を図りながら、相談活動を進めてまいりたいと考えております。

令和5年4月

足利市立教育研究所
所長 岡部 陽一



目 次

学校・家庭教育相談室の概要

所在地 施設構成 職員名 対象 開室日時 活動内容	1
活動プログラム 地図	2
組織図	3
年間活動計画	4
見取図	5
相談室への通室の手順及び相談活動	6、7
通室児童生徒への適応指導の流れ	8
学校教育相談室 Q&A	9

資 料

「(様式1)教育相談紹介状」	11
「(様式2)通室申込書」	12
「(様式3)通室許可通知書」	13
「(様式4)通室連絡票」	14
「(様式5)出席状況について」	15



足利市学校・家庭教育相談室

不登校やいじめをはじめとした様々な児童生徒指導上の諸課題に対応するため、一人一人の当該児童生徒の状況に応じた教育相談活動及び不登校傾向の児童生徒に対する学習支援や自然体験・生活体験活動などの適応指導を通して、自己肯定感を高め、自立心や社会性を培う。

1 所在地（P2 地図参照）

〒326-0052 足利市相生町1番地1（生涯学習センター内）

TEL 0284-42-7672

FAX 0284-41-5504

2 施設構成

生涯学習センター1階 5室を使用

事務室（相談室1） 相談室2 学習活動室 プレイルーム 資料室

3 職員名

担当指導主事 近藤 典子

適応指導教室担当教諭 小島 恭子

学校・家庭教育相談員 出口 伸雄

学校・家庭教育相談員 関根 景子

学校・家庭教育相談員 若菜 昌子

学校・家庭教育相談員 長竹 岳志

学校・家庭教育相談員 竹内 悦朗

4 対象

- ・足利市内の小中学校に在籍する児童生徒
（他市町の小中学校に在籍していても足利市内に住む児童生徒であれば可）
- ・原則として、欠席状態が続いている児童生徒
- ・自分のペースで少しずつ活動を広げていきたい児童生徒
- ・仲間との交流や集団での活動が苦手な児童生徒

5 開室日時

(1) 教育相談活動 月曜日から金曜日の9:00～17:00

(2) 通室児童生徒への適応指導

月曜日から金曜日の9:00～16:00（児童生徒の状況により弾力的に運用する）

6 主な活動内容

(1) 教育相談活動

- ・面談による相談
- ・電話による相談
- ・訪問による相談

(2) 通室児童生徒等への適応指導

① 学習活動

- ・自主学習中心の個別の学習支援

② 人間関係づくり

- ・対人関係スキルの向上

（小集団活動などによるソーシャルスキルトレーニング）

- ・体験活動（スポーツ活動、野菜栽培、調理実習、陶器作り、足利巡り、遠足 等）

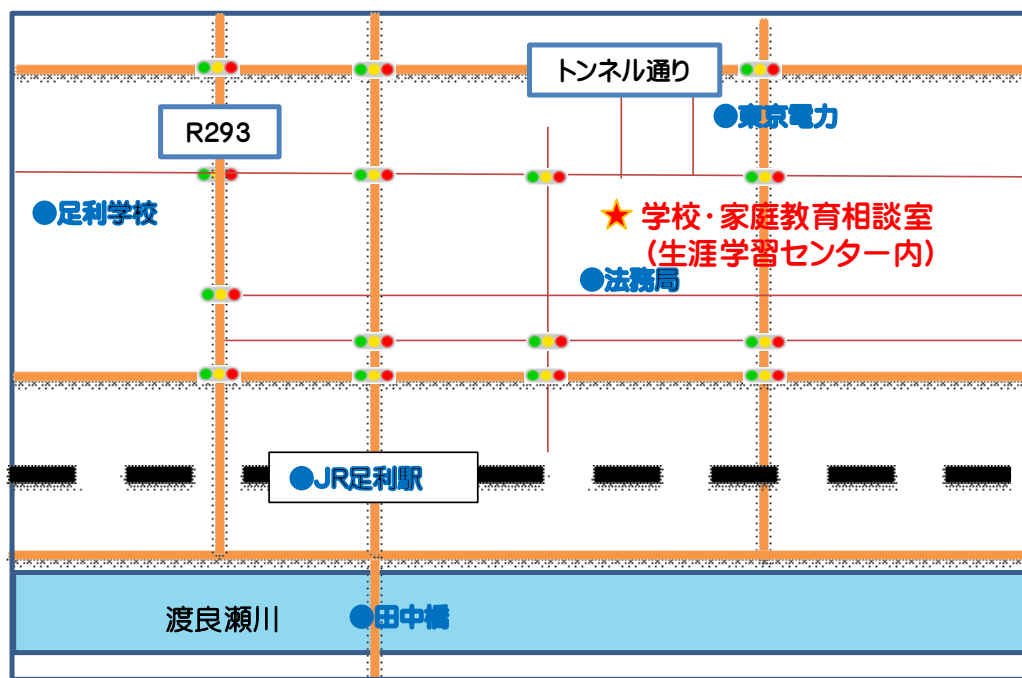
7 活動プログラム

時 間	活 動 内 容		
9:00～ 9:50	フリータイム・・・自分でやりたいことをやる時間 (読書、工作、絵を描くなど)		
10:00～10:50	学習タイム・・・自主学習する時間。 (教科書、ワーク、プリント学習などを 自分のペースで学習)		
11:00～11:50	ふれあいタイム・・・みんなで活動する時間。 (ゲーム、スポーツ、散歩など)		
12:00～12:30	昼食	12:30～13:00	掃除・休憩
13:00～13:30	学習タイム 振り返り		
14:00～15:00	個別支援活動①		
15:00～16:00	個別支援活動②		

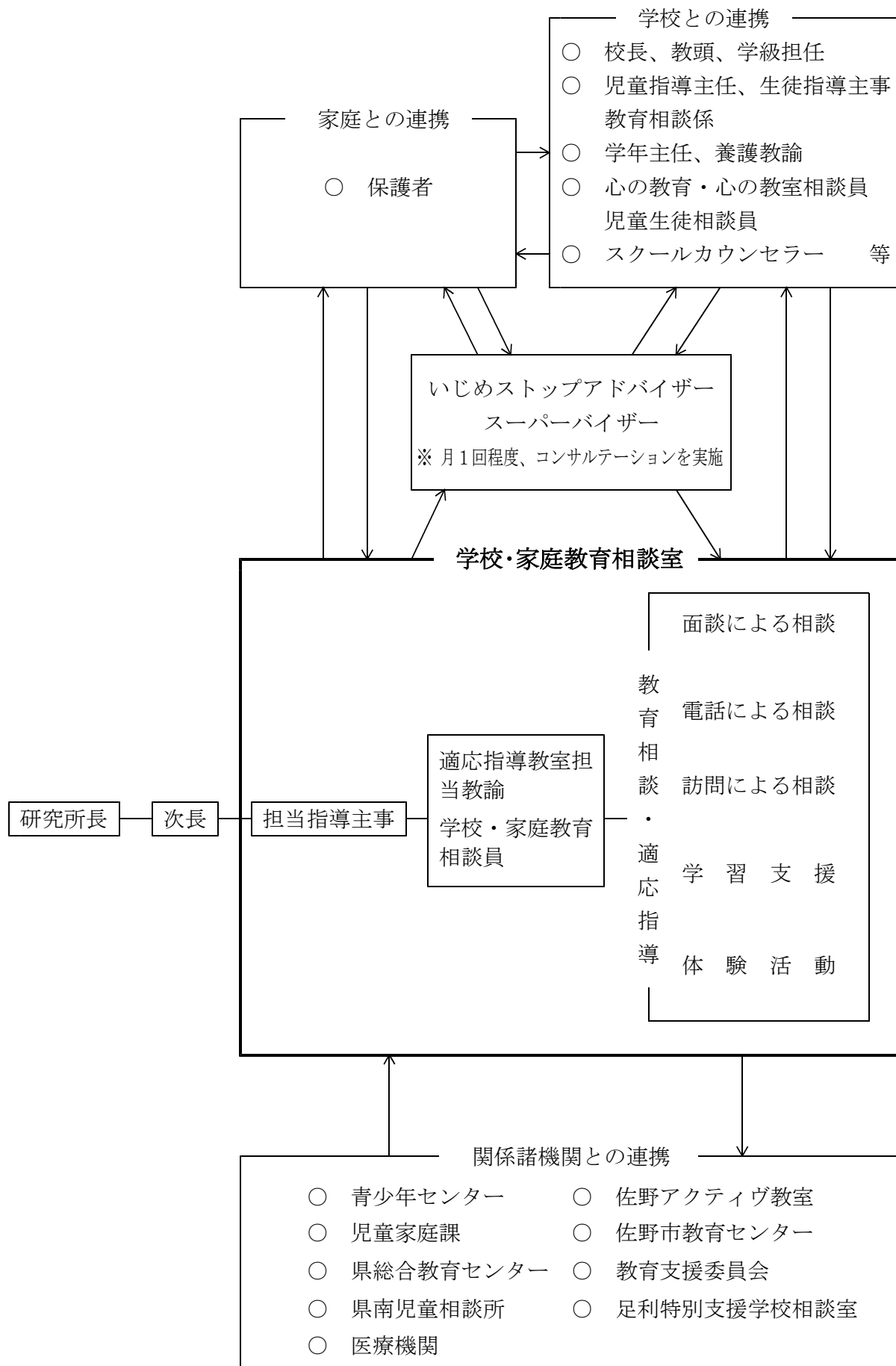
※ 各個人の状態に応じて、通室について相談する

8 地 図

生涯学習センター周辺地図



9 組織図



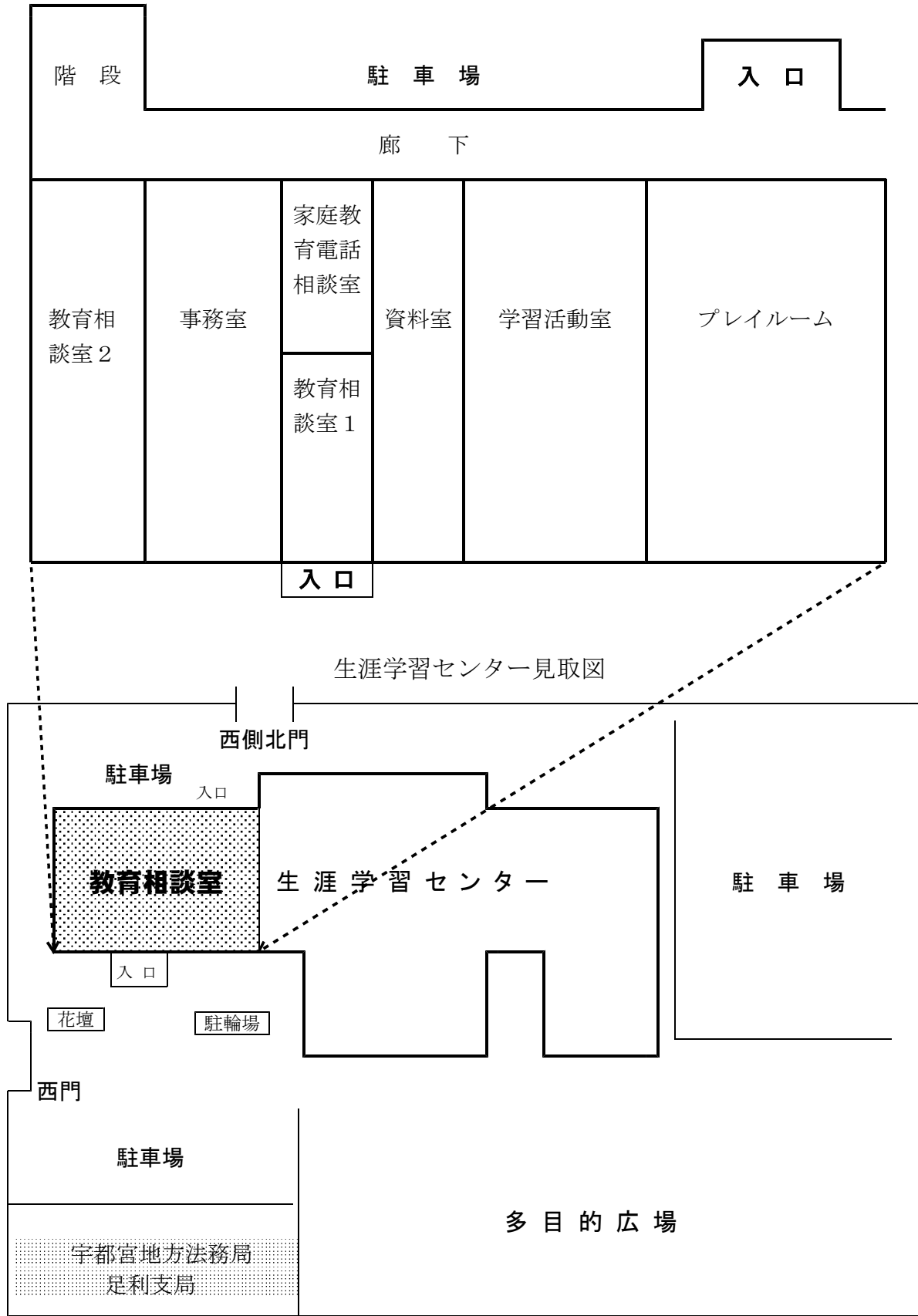
10 年間活動計画

※状況によって変更になる場合があります。

月	教 育 相 談 活 動		適 応 指 導	
4	通室児童生徒・保護者への教育相談 教職員との教育相談		学習活動、屋外活動、軽スポーツ 栽培活動 ・野菜等苗植え	
5	いじめストップアドバイザーと スーパーバイザーによる教育相談		・野菜等苗植え ・チャレンジtime 5月11日(木) ・ミニ遠足 5月26日(金)	
6			・チャレンジtime 6月 9日(金) ・じゃがいも調理実習 6月21日(水) ・交流週間 6月19日(月)～23日(金) - じゃがいも掘り さつまいも苗植え	
7			・チャレンジtime 7月 5日(水) ・学習支援 7月24日(月)～28日(金) ・情報交換会 7月24日(月)～ 7月31日(月) [夏休み中]	
8			・情報交換会 8月 1日(火)～ 4日(金) ・学習支援 8月21日(月)～25日(金) [夏休み中]	
9			・チャレンジtime 9月14日(木) ・陶器作り 9月27日(水)	
10			・キャンプ体験 10月18日(水) ・交流週間 10月30日(月)～10月31日(火)	
11			・さつまいも掘り ・さつまいも調理実習 11月 1日(水) ・ハイキング(東山) 11月14日(火) ・交流週間 11月1日(水)～2日(木)	
12			・チャレンジtime 12月 5日(火) ・ケーキ作り 12月22日(金)	
1			・チャレンジtime 1月19日(金) ・肉まん作り 1月31日(水)	
2			・チャレンジtime 2月 7日(水) ・お楽しみ会 2月22日(木) ・交流週間 2月19日(月)～2月22日(木)	
3			・じゃがいも植えつけ	

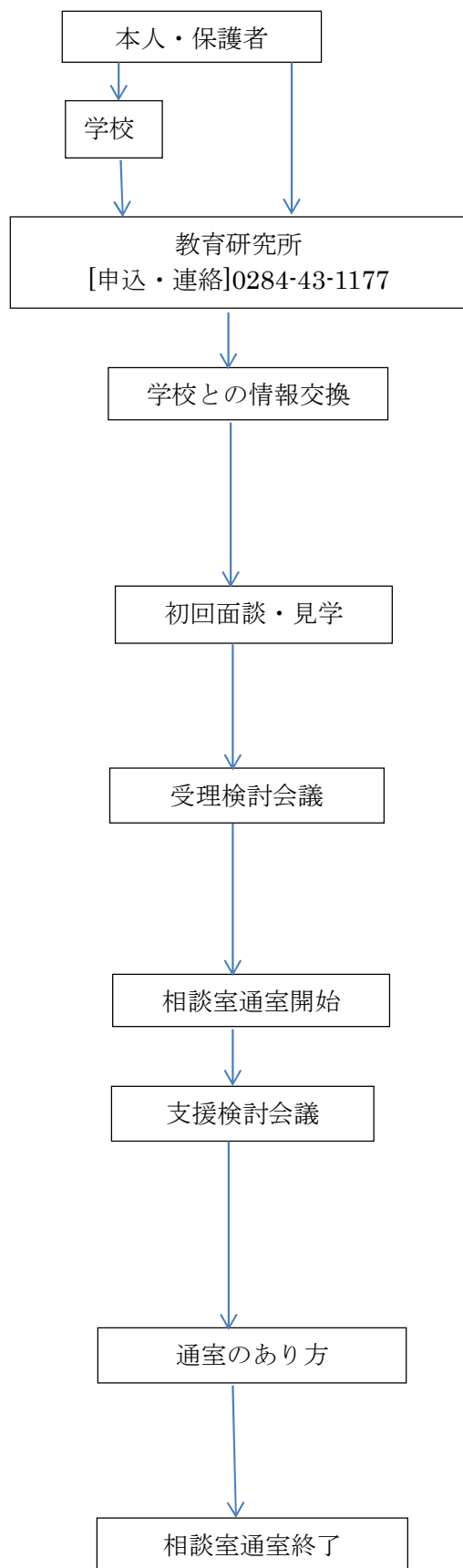
11 見取図

学校・家庭教育相談室見取図



12 相談室への通室の手順及び相談活動

【相談室への通室の手順】



- ・保護者及び学校からの希望

- ・通室希望児童生徒について、紹介状に基づいて情報を得る。
- ・初回面談の日程を調整する。

・教育相談紹介状〈P.11 様式1〉

- ・面談や観察により、家庭・学校と十分協議し、児童生徒の状況を把握する。

- ・担当指導主事と担当教諭、教育相談員対応について協議する。
- ・家庭や学校の意向を尊重する。

- ・通室申込書〈P.12 様式2〉
- ・通室許可書〈P.13 様式3〉

- ・家庭や学校に対応方法を伝え、通室を開始する。

- ・本人及び家庭や学校での様子を把握し、今後の方向性などについて協議する。
- ・指導主事、担当教諭、教育相談員、在籍学校関係教諭とで随時、開催する。

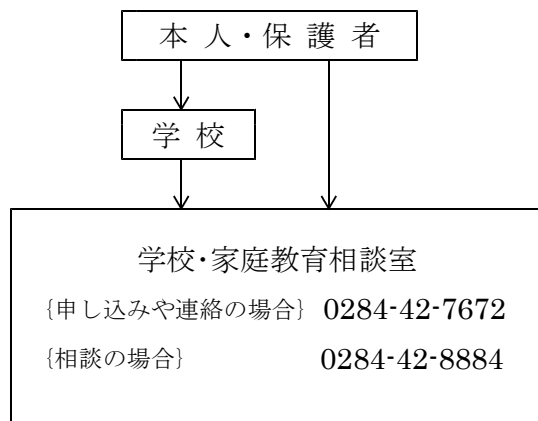
- ・通室の内容は、本人の状態に合わせる。

- ・通室連絡票〈P.14 様式4〉
- ・出席状況について〈P.15 様式5〉

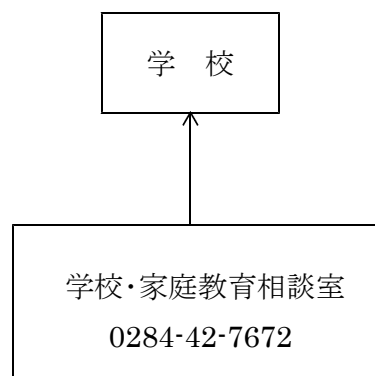
- ・通室は年度末で終了とする。次年度については学校と家庭とで改めて相談。

【 相談活動 】

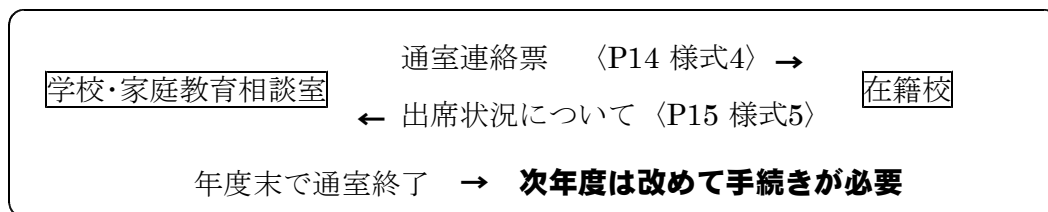
< 電話相談・来所相談 >



< 訪問相談 >

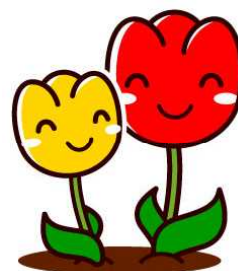


☆ 足利市学校・家庭教育相談室では通室開始後、下記のような通知のやりとりがあります。

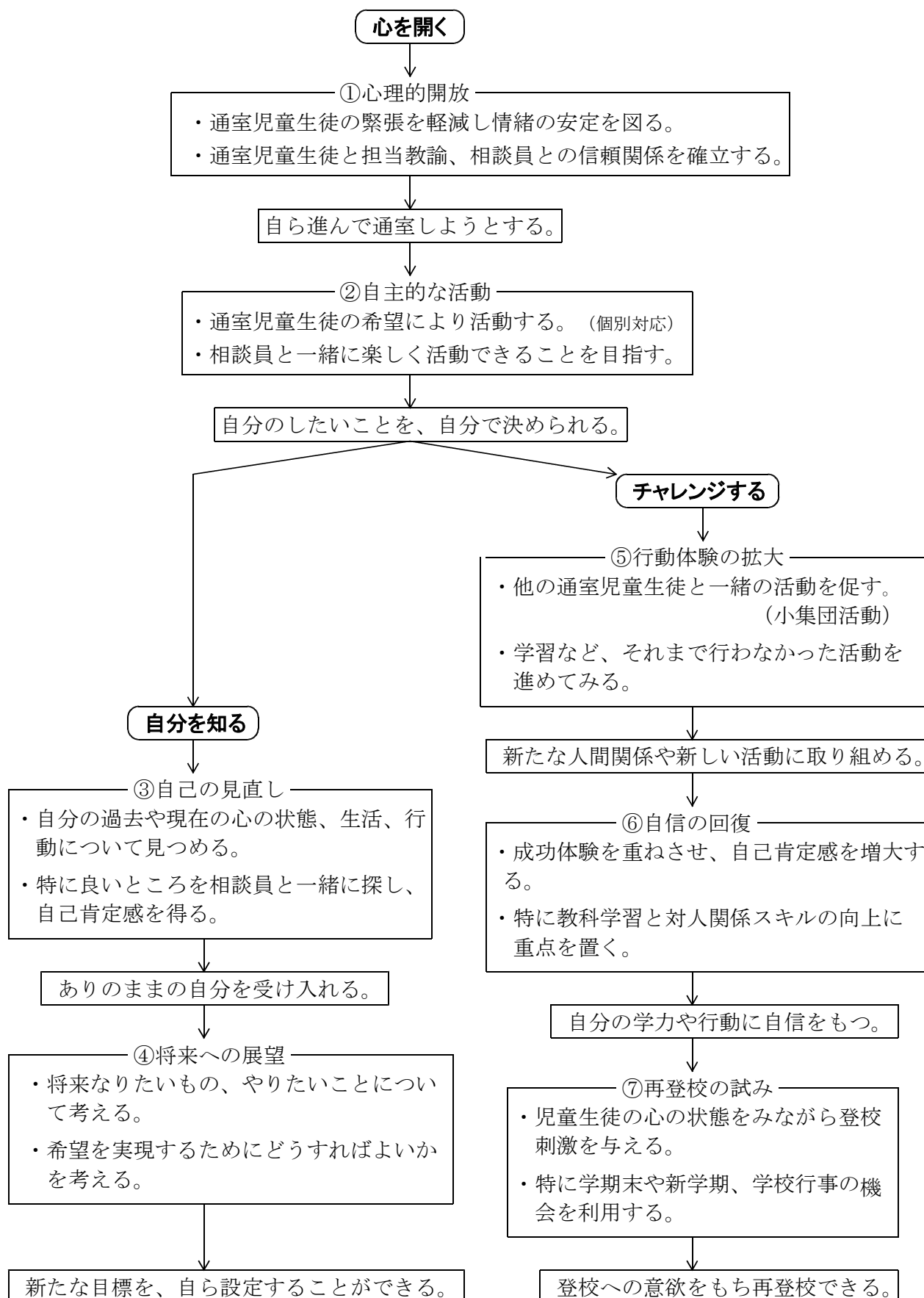


※ 通室連絡票〈P14 様式4〉は通室児童生徒の活動状況について、月毎に学校に送付する。

※ 出席状況について〈P15 様式5〉は通室児童生徒の在籍校の出席日数について、月毎に学校・家庭教育相談室に送付する。（1日でも出席した場合）



13 通室児童生徒への適応指導の流れ



学校・家庭教育相談室 Q & A

Q：相談室に通うときの服装は？

A：制服でも私服でもかまいません。

Q：相談室ではどのように過ごしていますか？

A：個人に合わせて個別に活動しています。

例えば、簡単な英単語の勉強や算数・数学の計算をしたり、学校のワークやドリルをやったりしています。

また、読書をしたり、卓球や気分転換に屋外での活動もしたりしています。

月1回くらい、体験活動もしています。

Q：学校・家庭教育相談室に行った日は、学校は出席になるの？

A：校長先生の判断で指導要録上出席扱いとすることができます。

また、通知票にも出席として記入することができます。ただし、学校には行っていないので、出席簿は欠席として記録されます。

先生方 へ

通級に関する出席の扱いについて

①学校・家庭教育相談室への通室は、在籍校の校長の判断により、指導要録上の出席扱いとすることが可能です。通知票についても、これに準ずる扱いとなります。なお、指導要録には「指導上参考となる事項」として、その旨を記入します。

②出席簿については、在籍校への教育活動への出席の有無の記録であることから、学校・家庭教育相談室に通室した場合であっても、その日に在籍校に登校しなければ欠席となります。

《参考》

出席簿は学校に登校しているかどうかを記すもので、学校・家庭教育相談室に通っている場合でも、学校に登校していなければ欠席として記入することが適切です。後日、学校・家庭教育相談室に通っていたことが分かっていても、出席簿を書き直す必要はありません。

児童生徒指導資料 児童生徒の健全育成をめざして(16)（平成10年3月 栃木県教育委員会義務教育課）より

